

Ⅲ 健康診断制度コース

健康診断の実施が法定外の有期契約労働者等に対する健康診断制度を新たに規定し、実施した事業主に対して助成するものであり、健康管理体制の強化を通じた有期契約労働者等のキャリアアップを目的としています。

対象となる措置

本助成金（コース）は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という。）が、実施ガイドライン（※1）に沿って、1の対象労働者に対して2と3の措置を実施した場合に受給することができます。

※1 ガイドラインとは「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。ガイドラインは厚生労働省ホームページに掲載しております。

1 対象労働者

本助成金（コース）における「対象労働者」は、申請事業主が雇用する次の（1）～（4）のすべてに該当する労働者です。

（1）有期契約労働者等であること（※2）。

※2 次のアおよびイに該当する者以外のものである必要があります。

ア 期間の定めのない労働契約により使用される者（期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約期間が1年（労働安全衛生規則第45条において引用する同例第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する者にあつては6か月）以上である者ならびに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者および1年以上引き続き使用されている者を含む）。

イ その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の3/4以上の者

（2）雇入時健康診断もしくは定期健康診断または人間ドックを受診する日に、当該対象適用事業所において、雇用保険被保険者であること。

（3）健康診断制度を新たに設け実施した事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者であること。

（4）支給申請日において離職していない者であること。

2 キャリアアップ管理者の配置・キャリアアップ計画の認定

ガイドラインに沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、「キャリアアップ計画」（※3）を作成して、それについて管轄の労働局長の認定を受けたこと。

※3 キャリアアップ計画書は、コース実施日までに管轄労働局長に提出してください。

本計画は、3年以上5年以内の計画であり、ガイドラインに沿って、おおまかな取り組みの全体の流れ（対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等）を記載します。

3 健康診断制度の導入

2のキャリアアップ計画に基づき、次の（1）～（6）のすべてを満たす法定外の健康診断制度を規定し、実施したこと。

（1）対象労働者を対象とした、次の①～③のいずれかに該当する健康診断（※4）の制度をキャリアアップ計画期間中に新たに労働協約または就業規則に規定したこと。

※4 労働安全衛生規則第43条および44条により実施することが事業主に義務付けられている「常時雇用する労働者」に対して行うものでないものを指します。

- ① 雇入時健康診断
- ② 定期健康診断
- ③ 人間ドック

(2) (1) の制度に基づき、延べ4人以上の対象労働者に実施したこと。

(3) 支給申請日において(1)の健康診断の制度を継続して運用していること。

(4) 健康診断等の費用を次のとおり負担したこと(※5)。

- ① 雇入時健康診断および定期健康診断については、事業主が費用の全額を健康診断実施機関または対象労働者に対して直接負担したこと。
- ② 人間ドックについては、事業主が費用の半額以上を健康診断実施機関または対象労働者に対して直接負担したこと。

※5 費用負担について、労働協約または就業規則に規定している必要があります。

(5) (1) の健康診断制度を実施するに当たり、対象者を限定する等実施するための要件(合理的な理由があるものに限る。)がある場合は、当該要件を労働協約または就業規則に規定していること。

(6) 生産性要件を満たした場合の支給額の適用を受ける場合にあっては、当該生産性要件を満たすこと。

対象となる事業主

本助成金(コース)を受給する事業主は、次の要件を満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット9～13ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと。

そのうち特に次の点に留意してください。

(1) 上記「対象となる措置」に示す措置を受ける対象労働者の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)、およびその措置の状況を明らかにする書類等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること。

支給額

- 1 本助成金(コース)は、1事業所当たり38万円<48万円>(28.5万円<36万円>)が支給されます。

注 <>内は生産性要件を満たした場合の加算額

()内は中小企業以外の額(中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照)

- 2 1事業所当たり1回のみのお支給となります。

受給手続

本助成金(コース)を受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に手続をしてください。

- 1 キャリアアップ計画の提出

ガイドラインに沿ってキャリアアップ計画を作成し、健康診断制度を導入する日までに、必要な書類を添えて(※6)、管轄の労働局(※7)に提出し、管轄の労働局長の認定を受けてください。

※6 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※7 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。

2 支給申請

延べ4人目の健康診断を実施した日（※8）を含む月の分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて（※6）、管轄の労働局（※7）へ支給申請してください。

※8 延べ4人目の健康診断を実施した日がキャリアアップ計画書の認定を受けた日より前の場合は、キャリアアップ計画書の認定を受けた日となります。

利用にあたっての注意点

- 1 本助成金（コース）の受給に当たっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Gにご留意ください。
- 2 本助成金（コース）の要件や手続等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。